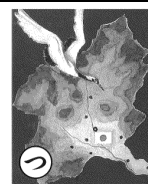




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第10号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	2
告 示	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	3
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	3
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	4
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務管理課)	4

規則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十九号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。第六十一条の二中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六」に改める。第二百二十二条第一項本文中「押印させて」を「押印させ、又は署名させて」に改める。

別表第一生活子ども部の項中「群馬県東部児童相談所」を「群馬県東部児童相談所群馬県北部児童相談所」に改め、同表教育委員会の項中「群馬県立文書館」を「群馬県立文書館 みらい共創中学校」に改める。

別表第一の四予算費支出計画書の作成の項中「予算費支出計画書」を「予算費支出計算書」に改め、同表注三中「を除く」を「に限る」に改める。

別表第二中

人事委員会事務局	次長
----------	----

を

人事委員会事務局	次長
選挙管理委員会	書記長代理

に改

め、同表地域機関等の項中

群馬県立文書館	次長
---------	----

を

群馬県立文書館	次長
中学校	事務長(主監)、事務長(次長)、事務長(補佐(総括))、事務長(補佐)、事務長(係長(総括))、事務長(係長(総括))、事務長(係長(総括))

に改める。

別表第三中

分任出納員

区分

分任出納員

を

区分	分任出納員
----	-------

に、

「総務・審査係長」を「総務審査・DX推進係長」に、「書記長代理」を「市町村課の選挙・政治団体係長の職にある書記」に改める。

別記様式第百五十二号中「~~事務長~~」を「~~書記長~~」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第107号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

2の項ハ中「における」の次に「株主配当金、」を加える。

6の項（2）エ中「納税証明発行手数料」を「行政県税事務所における納税証明発行手数料」に改め、同項（4）エ中「納税証明発行手数料」を「自動車税事務所における納税証明発行手数料」に改める。

◎群馬県告示第108号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

表メディアプロモーション課の項中「における」の次に「株主配当金、」を加え、表森林保全課の項中「森林保全課」を「林政課」に改める。

訓令

群馬県訓令甲第三号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本一太

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中、「新型コロナウイルスワクチン接種推進局長」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第四号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本一太

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中、「新型コロナウイルスワクチン接種推進局」を削る。

第八条第二項第四号中、「新型コロナウイルスワクチン接種推進局長宛てのものはワクチン接種推進課」を削る。

別表第一の1の表知事戦略部の項中「談話」を「殺害」に、

「グリーン・イン・イノベーション推進課」

G I を

「グリーン・イン・イノベーション推進課
交通・イン・イノベーション推進課」

G I 交

に改め、同表健康福祉部の項中

食品・生活衛生課
ワクチン接種推進課
県宮ワクチン接種センター運営課

衛生
接種
県宮

を

食品・生活衛生課

衛生

に改め、同表産業経済部の項中

「イノベーション産業振興課
イノベーション・新コングレガーション創出課」

イノ
産
イノ
産

を

「eスポーツ・クリエイティブ推進課」

eスポ

に改め、同表県土整備部の項中

「契約検査課
契約通政課」

契約
通政

を

「契約検査課」

契約

に、

「都市計画課」

都

を

「都市計画課
都市整備課」

都
整備

に改め、別表第一の2の表生活

「こども部」の項中

「中央児童相談所」

中
児

を

「中央児童相談所
北都児童相談所」

中
児
北
児

に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
